

電子資料のフォーマット等について

- 1 独立行政法人国立病院機構 岡山医療センター受託研究審査委員会（以下「本委員会」という。）における、本委員会審議資料の電子フォーマット（以下「電子資料」という。）を、治験依頼者（治験依頼者が業務を委託した者を含む。以下同じ。）、医師主導治験における治験責任医師（以下「治験依頼者等」という。）から PDF ファイルで受領する。
- 2 治験依頼者等及び医療機関が電子資料の PDF ファイルを作成する際は、原本との同一性及び見読性に十分留意する。
- 3 PDF ファイルの解像度は 300dpi 以上とする。
- 4 治験依頼者等及び医療機関から資料の提供を受ける際の方法としては、電子メールへの添付または CD-R 等の郵送など、電子資料運用責任者が指定した方法で行う。
- 5 治験依頼者等が電子資料を提供する際には、別添 2 の「電子資料の提供方法について」を遵守すること。

附 則

本規定は令和 5 年 9 月 25 日から実施する。